

○奈良県道路占用料に関する条例

昭和二十八年三月三十一日

奈良県条例第二十一号

改正 昭和三九年三月三十一日条例第三〇号  
昭和四七年三月三十一日条例第三七号  
昭和五一年三月三〇日条例第二二号  
昭和五七年三月二八日条例第二〇号  
昭和六一年三月二八日条例第二七号  
昭和六二年三月二七日条例第二三号  
平成元年三月三十一日条例第三〇号  
平成八年三月二七日条例第二四号  
平成一五年三月二八日条例第三九号  
平成二〇年三月二五日条例第三五号  
平成二三年三月一八日条例第一九号  
平成二四年三月二六日条例第二九号  
平成二五年三月二七日条例第五四号  
平成二六年三月二八日条例第三九号  
平成二九年三月二八日条例第三五号  
令和二年三月三〇日条例第四一号

奈良県道路占用料に関する条例をここに公布する。

奈良県道路占用料に関する条例

(趣旨)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(以下「法」という。)第三十九条の規定により道路の占用については、この条例の定めるところにより道路占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。

(占用料の額)

第二条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は同法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当

該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては百円とし、その額が百円以上である場合において十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げた額とする。)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては百円とし、その額が百円以上である場合において十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げた額とする。)の合計額とする。

(平二三条例一九・全改)

(占用料の納付)

第三条 占用料は、知事の定める日までに納入しなければならない。ただし、知事が必要と認めたときは会計年度ごとに分納することができる。

2 前項ただし書の規定により分納する場合の占用料の納期限は、四月末日とする。

(昭五一条例二二・一部改正)

(占用料の減免)

第四条 占用料は、知事が特別の事情があると認めたときは、減免することができる。

(その他)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(昭四七条例三七・旧第六条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

(昭六二条例二三・旧附則・一部改正)

(地下工作物に係る占用料の額の特例)

2 別表の規定の昭和六十二年度における適用については、同表の表地下工作物の項中「八〇円」とあるのは「九〇円」と、「七〇円」とあるのは「八〇円」とする。

(昭六二条例二三・追加)

別表(第二条関係)

(平八条例二四・全改、平一五条例三九・平二〇条例三五・平二三条例一九・平二

四条例二九・平二五条例五四・平二六条例三九・平二九条例三五・令二条例四一・  
一部改正)

占用物件		占用料				
		単位	所在地			
			第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
法第三 十二條 第一項 第一号 に掲げ る工作 物	第一種電柱	一本につ	七三〇円	五一〇円	四二〇円	三八〇円
	第二種電柱	き一年	一、一〇〇円	七九〇円	六五〇円	五八〇円
	第三種電柱		一、五〇〇円	一、一〇〇円	八八〇円	七八〇円
	第一種電話柱		六五〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円
	第二種電話柱		一、〇〇〇円	七三〇円	六一〇円	五四〇円
	第三種電話柱		一、四〇〇円	一、〇〇〇円	八三〇円	七四〇円
	その他の柱類		六五円	四六円	三八円	三四円
	共架電線その他上 空に設ける線類		長さ一メ ートルに	七円	五円	四円
	地下に設ける電線 その他の線類	つき一年	四円	三元	二元	二元
	路上に設ける変圧 器	一個につ き一年	六四〇円	四五〇円	三七〇円	三三〇円
	地下に設ける変圧 器	占用面積 一平方メ ートルに つき一年	三九〇円	二七〇円	二三〇円	二〇〇円
	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	一個につ き一年	一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円
	郵便差出箱及び信 書便差出箱		五五〇円	三八〇円	三二〇円	二八〇円
	広告塔	表示面積 一平方メ ートルに	四、三〇〇円	一、九〇〇円	九六〇円	六七〇円

		つき一年				
	その他のもの	占用面積 一平方メ ートルに つき一年	一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円
法第三 十二条	外径が〇・〇七メー トル未満のもの	長さ一メ ートルに	二七円	一九円	一六円	一四円
第一項 第二号	外径が〇・〇七メー トル以上〇・一メー トル未満のもの	つき一年	三九円	二七円	二三円	二〇円
に掲げ る物件	外径が〇・一メート ル以上〇・一五メー トル未満のもの		五九円	四一円	三四円	三〇円
	外径が〇・一五メー トル以上〇・二メー トル未満のもの		七八円	五五円	四五円	四一円
	外径が〇・二メート ル以上〇・三メート ル未満のもの		一二〇円	八二円	六八円	六一円
	外径が〇・三メート ル以上〇・四メート ル未満のもの		一六〇円	一一〇円	九一円	八一円
	外径が〇・四メート ル以上〇・七メート ル未満のもの		二七〇円	一九〇円	一六〇円	一四〇円
	外径が〇・七メート ル以上一メートル 未満のもの		三九〇円	二七〇円	二三〇円	二〇〇円
	外径が一メートル 以上のもの		七八〇円	五五〇円	四五〇円	四一〇円
法第三十二条第一項第三号		占用面積	一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円

及び第四号に掲げる施設			一平方メ				
法第三 十二条 第一項 第五号 に掲げ る施設	地下街 及び地 下室	階数が一の もの	一トルに つき一年	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額			
		階数が二の もの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			
		階数が三以 上のもの		Aに〇・〇一を乗じて得た額			
	上空に設ける通路	二、一〇〇円		九三〇円	四八〇円	三三〇円	
	地下に設ける通路	一、三〇〇円		五六〇円	二九〇円	二〇〇円	
	その他のもの		一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円	
法第三 十二条 第一項 第六号 に掲げ る施設	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	占用面積 一平方メ 一トルに つき一日	四三円	一九円	一〇円	七円	
	その他のもの	占用面積 一平方メ 一トルに つき一月	四三〇円	一九〇円	九六円	六七円	
道路法 施行令 (昭和 二十七 年政令 第四百 七十九 号。以 下「令 とい う。) 第七 条第一 号に	看板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的に設 けるもの	表示面積 一平方メ 一トルに つき一月	四三〇円	一九〇円	九六円	六七円
		その他のも の	表示面積 一平方メ 一トルに つき一年	四、三〇〇円	一、九〇〇円	九六〇円	六七〇円
	標識		一本につ き一年	一、〇〇〇円	七三〇円	六一〇円	五四〇円
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催し に際し、一時	一本につ き一日	四三円	一九円	一〇円	七円

掲げる 物件		的に設ける もの					
		その他のもの	一本につき一月	四三〇円	一九〇円	九六円	六七円
	幕(令 第七条 第四号 に掲げ る工事	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 一平方メートルにつき一日	四三円	一九円	一〇円	七円
	用施設 である ものを 除く。)	その他のもの	その面積 一平方メートルにつき一月	四三〇円	一九〇円	九六円	六七円
	アーチ	車道を横断 するもの その他のもの	一基につき一月	四、三〇〇円	一、九〇〇円	九六〇円	六七〇円
				二、一〇〇円	九三〇円	四八〇円	三三〇円
令第七条第二号に掲げる工 作物		占用面積 一平方メートルにつき一年	一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円	
令第七条第四号に掲げる工 事用施設及び同条第五号に 掲げる工事用材料		占用面積 一平方メートルにつき一月	四三〇円	一九〇円	九六円	六七円	
令第七条第六号に掲げる仮 設建築物及び同条第七号に 掲げる施設		つき一月	一三〇円	九一円	七六円	六八円	
令第七 条第八 号に掲 げる施	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下(当該路面下の地 下を除く。)に設ける	占用面積 一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一 四を乗じて 得た額	Aに〇・〇一 六を乗じて 得た額	Aに〇・〇一 九を乗じて 得た額	Aに〇・〇二 三を乗じて得 た額	

設	もの					
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二三を乗じて得た額			
	地下 (トンネルの 上の地 下を除く。)に 設ける もの	階数が一の もの	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額			
		階数が二の もの	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			
	階数が三以 上のも もの		Aに〇・〇一を乗じて得た額			
その他のもの		Aに〇・〇三三を乗じて得た額				
令第七 条第九 号に掲 げる施 設	建築物		Aに〇・〇一 四を乗じて 得た額	Aに〇・〇一 六を乗じて 得た額	Aに〇・〇一 九を乗じて 得た額	Aに〇・〇二 三を乗じて得 た額
	その他のもの		Aに〇・〇一 を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 二を乗じて 得た額	Aに〇・〇一 三を乗じて 得た額	Aに〇・〇一 六を乗じて得 た額
令第七 条第十 号に掲 げる施 設及び 自動車 駐車場	建築物		Aに〇・〇二三を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに〇・〇一 を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 二を乗じて 得た額	Aに〇・〇一 三を乗じて 得た額	Aに〇・〇一 六を乗じて得 た額
令第七 条第十 一号に 掲げる 応急仮 設建築 物	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの		Aに〇・〇一 四を乗じて 得た額	Aに〇・〇一 六を乗じて 得た額	Aに〇・〇一 九を乗じて 得た額	Aに〇・〇二 三を乗じて得 た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二三を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに〇・〇三三を乗じて得た額			

令第七条第十二号に掲げる器具	Aに〇・〇三三を乗じて得た額				
令第七条第十号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二三を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに〇・〇三三を乗じて得た額			
その他前各項により難い占用	前各項に準じて知事が定める額				

備考

- 1 第二級地、第三級地、第四級地及び第五級地に該当する区域は、次の表のとおりとする。

第二級地	奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、三郷町、斑鳩町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の区域
第三級地	天理市、桜井市、葛城市、平群町、安堵町、川西町及び三宅町の区域
第四級地	五條市、御所市、高取町、明日香村及び大淀町の区域
第五級地	宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の区域

- 2 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置



する電線をいうものとする。

- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地(令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

附 則(昭和三九年条例第三〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に許可を受けてしている道路の占用に係る占用料の額については、当該占用することができる期間、なお従前の例による。

附 則(昭和三十七年条例第三七号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良県商工観光館条例第三条、橿原公苑使用条例第一条、奈良県立青少年野外活動センター条例若しくは奈良県立青年の家条例又は地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第三項若しくは道路法(昭和三十七年法律第八十号)第三十二条の規定により使用若しくは占用の許可若しくは使用の承認を受けている者又は現に使用若しくは占有している者の当該使用又は占有に係る使用料又は占有料の額については、この条例による改正後の奈良県行政財産使用

料条例別表、奈良県商工観光館条例別表、奈良県道路占用料に関する条例別表、橿原公苑使用条例別表一、奈良県立青少年野外活動センター条例別表又は奈良県立青年の家条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和五十一年条例第二二号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年条例第二〇号)抄  
(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の第四項、奈良県立公園条例、奈良県立都市公園条例又は道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条の規定により使用若しくは占用の許可を受けている者又は現に使用若しくは占有している者の当該使用又は占有に係る使用料又は占用料については、当該許可に特別の定めのある場合を除き、なお従前の例による。

附 則(昭和六十一年条例第二七号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の第四項、奈良県立公園条例、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条又は奈良県立都市公園条例の規定により使用又は占有の許可を受けている者の当該使用又は占有に係る使用料又は占用料については、当該許可に特別の定めのある場合を除き、なお従前の例による。

附 則(昭和六二年条例第二三号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第三〇号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の第四項、この条例による改正前の奈良県立公園条例又は道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条の規定により使用又は占用の許可を受けている者の当該使用又は占用に係る使用料又は占用料については、当該許可に特別の定めのある場合を除き、なお従前の例による。

附 則(平成八年条例第二四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の第四項、奈良県立公園条例第三条、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第六条の規定により使用又は占用の許可を受けている者の当該使用又は占用に係る使用料又は占用料については、当該許可に特別の定めのある場合を除き、なお従前の例による。

附 則(平成一五年条例第三九号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第三五号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第一九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第二九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第五四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第三九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年条例第三五号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第四一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。